

○環境省告示第八号

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年環境省令第四号）の施行に伴い、及び汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イの規定に基づき、環境大臣が定める浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年二月二十九日

環境大臣 原田 義昭

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イの環境大臣が定める浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法は、次のとおりとする。

- 1 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌（以下「処理後土壌」という。）に係る要措置区域等について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の当該処理後土壌の特定有害物質による汚染のおそ

れを推定するために有効な情報を把握すること。

二 処理後土壌を百立方メートル以下ごとに区分すること。

三 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める前号の規定により区分したそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、試料採取等の対象とすること。

イ 要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類に係る試料採取等を行う場合 全てのロット

ロ 要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類（第一号の規定により把握した情報により、当該要措置区域等において土壌の第三種特定有害物質（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）に係る試料採取等を行う場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、全てのロットを九以下のロットごとに分け、当該分けられたそれぞれの九以下のロットについて、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 当該九以下のロットのうちいずれか一

のロット

(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 当該九以下の

ロットについて、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定めるロット

(イ) ロットが六以上である場合 当該九以下のロットのうちいずれか五のロット

(ロ) ロットが五以下である場合 当該九以下のロットのすべてのロット

四 前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分において、第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、任意の一点の土壌を、及び第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、任意の五点の土壌を採取すること。

五 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、前号の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

六 第三号ロの規定により、九以下のロットごとに分けられたもののうち、二以上のロットが試料採取等の対象とされた場合にあつては、当該二以上のロットに係る前号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

七 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、及び当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。